

入札参加停止措置の概要

商号又は名称	藤井興業（株）						
所在地	長野県飯田市上郷黒田3881						
認定番号	20-000393						
入札参加停止期間	令和5年9月8日から令和5年9月28日まで（3週間）						
事実概要	<p>対象会社は、令和4年10月3日、建物解体工事現場において、安全管理不適切により作業員1名を死亡させる工事関係者事故を発生させた。当該工事について、同社及び同社代表取締役は、労働安全衛生法違反により各々罰金刑に処せられた。</p> <p>このことは、建設工事等の契約の相手方として不相当であると認められる。</p>						
理由	<p>長野県建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領別表第1-2第4号（安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故）に該当し、建設工事の契約の相手方として不相当であると認められるため。</p>						
備考	<p><b>【入札参加停止措置要領別表抜粋】</b></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>措置要件</th> <th>期間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故</td> <td>4 県以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき</td> <td>2週間以上 2か月以内</td> </tr> </tbody> </table>		措置要件	期間	安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故	4 県以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	2週間以上 2か月以内
措置要件	期間						
安全管理措置不適切により生じた工事関係者事故	4 県以外の者が発注した建設工事等の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者、又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき	2週間以上 2か月以内					